

京都市スポーツの絆が生きるまち推進会議（スポーツリエゾン京都）設置要綱

（設置）

第1条 京都市スポーツの絆が生きるまち推進会議（スポーツリエゾン京都）（以下「会議」という。）を設置する。

（目的）

第2条 会議は、次の各号に定める事項を審議することを目的に設置する。

- （1）京都市市民スポーツ振興計画の進捗管理及び助言を行う。
- （2）スポーツ団体間及び世代間のつながりを形成するための議論を行い、協働型事業を実施するなど、総合的に市民スポーツ振興を図る。

（組織）

第3条 会議は、委員12人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、プロジェクトチーム（委員以外も含む。）を置くことができる。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

（委員長）

第5条 会議に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が存在しないときの会議は、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第7条 会議の庶務は、文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課において行う。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年8月19日から施行する。